

企画提案説明書

1 事業概要

(1) 事業の趣旨

地域の素材生産を担う林業事業体の育成を目的として、計画的な雇用の確保や設備投資等を促進するため、当該林業事業体との協定に基づいて長期的かつ弾力的に立木販売を行う事業(以下「長期安定供給販売」という。)を実施する。

(2) 事業名

令和4年度胆振管理区 長期安定供給販売事業

(3) 事業概要

ア 胆振総合振興局長は、原則として隣接する複数林班において間伐又は主伐が必要な森林を選定し、当該森林(以下「協定森林」という。)を適切に整備し、かつ、計画的な雇用の確保や設備投資等に取り組もうとする素材生産業者を公募する。

イ 胆振総合振興局長は、公募した素材生産業者の中から、最良の企画提案をした者(以下「特定者」という。)と協定森林を対象として立木の売買契約を行う長期の協定(以下「長期販売協定」という。)を締結する。

ウ 胆振総合振興局長は、長期販売協定に基づき、協定締結者と年度ごとに整備する森林を取りまとめて、一括して立木の売買契約を締結する。

(4) 協定期間

協定締結の日から令和9年(2027年)3月31日まで

2 企画提案等の審査基準

(1) 事業実施体制・遂行能力

ア 長期販売協定に基づき事業を遂行する上で、必要な専門知識・技術を有し、十分な事業実施体制が整っているか。

イ 労働安全対策が適切に行われているか。

ウ ボランティアなど社会貢献活動に積極的に取り組んでいるか。

(2) 買受希望参考価格

立木の買受希望価格(売上単価及び事業費単価の合計)は、適切なものとなっているか。

(3) 提案内容

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

ア 雇用の確保及び設備投資等

雇用者の若返りや増員、通年雇用化などの取り組みや素材生産に使用する機械の更新や新規導入等に意欲的に取り組もうとしているか。

イ 伐採木の利用・流通

木材の販路拡大及び林地未利用材の活用に向けた取り組みは、適切なものとなっているか。

ウ 生産性の向上

素材生産システムの工夫など低コスト化に向けた取り組みは、適切なものとなっているか。

エ 環境への配慮

残存木の保全や、素材生産による河川の汚濁防止、生物多様性の保全等に向けた取り組みは、適切なものとなっているか。

オ その他

道有林の整備や道政の推進、地域への貢献等に資する取り組みとなっているか。また、胆振総合振興局長等が地域課題の解決に向けた提案をさせたものがある場合は、その取り組みが適切なものとなっているか。

(4) 伐採計画

伐採方法や歩止り、パルプ率の設定及び伐採箇所の集約化は、適切なものとなっているか。

(5) 実績評価

道有林において、直近に実施した協定販売又は長期安定供給販売に係る事業は、適切に行われていたか。

3 協定の締結

- (1) 胆振総合振興局長は、企画提案書の提案内容及び伐採計画を基本として特定者と長期販売協定の内容を協議した上で、審査結果を通知した日から起算して14日(休日を含む。)以内に、「長期安定供給販売に関する協定書」(以下「協定書」という。)により協定を締結する。
- (2) 協定期間は5年以内とし、原則として期間の延長はできないものとする。
- (3) 胆振総合振興局長は、協定を締結するに当たり、次の特約を付す。
 - ア 協定締結者は、買い受けた物件を立木のまま譲渡又は転売してはならない。
 - イ 協定森林対象林小班、伐採率及び伐採予定数量が自然災害や立木の売買契約に必要となる伐採木を特定するための調査(以下「立木調査」という。)の結果等により変更となっても異議は受け付けない。

4 協定の解除

胆振総合振興局長は、長期販売協定の締結後から協定期間満了までに次の事項に該当することとなったときは、協定を解除できるものとする。なお、協定の解除によって協定締結者が被るいかなる損害も補償しないものとする。

- (1) 協定締結者が協定内容に従わなかったとき
- (2) 協定締結者が協定森林に係る立木の売買契約の締結を放棄したとき
- (3) 協定締結者が胆振総合振興局長の同意なく協定森林に係る伐採対象木を伐採しなかったとき
- (4) 協定締結者が協定森林に係る売買契約の規約に違反したとき
- (5) 協定締結者が長期安定供給販売実施要領の第6の3、6及び7に定める資格を満たさなくなったとき
- (6) その他胆振総合振興局長が長期販売協定の解除が相当であると認めたととき

5 立木調査

胆振総合振興局長は、協定森林を対象とした立木調査を実施するものとする。

6 売買契約

- (1) 胆振総合振興局長は、長期販売協定に基づき、協定締結者と原則として随意契約による立木の売買契約を締結するものとする。
- (2) 協定森林を対象とした立木の売買契約に係る搬出期限は、原則として当該契約締結後1年以内とする。ただし、胆振総合振興局長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

7 評価

胆振総合振興局長は、前項の売買契約に係る搬出済届が提出された後、速やかに別に定めるところにより協定森林の整備状況の評価を行い、その結果を協定締結者に通知するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。

8 その他

- (1) 本事業に関する詳細は、長期安定供給販売実施要領による。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は、審査に係る事務手続き以外に使用しない。ただし、公平性や透明性、客観性を確保するため、提出された企画提案書を開示する場合がある。